

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組推進

① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備や、おとなの意識改革、気運の醸成に取り組みます。

国が作成したこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインや、多様な声を政策に反映させる工夫の好事例等について周知に取り組みます。

② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

意見表明サイトに登録するこども・若者から意見を募集するこども・若者モニター事業を実施するなど、年代、居住地等特定の属性に偏らない多様なこども・若者の参画機会を確保しながら、こども・若者の意見を県の幅広い施策に反映させる取組を推進します。

寄せられた意見については、匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約するとともに、意見の反映状況については、県ホームページ等を活用してフィードバック（公開）します。

また、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行うとともに、こども自身が関与したこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程について、学校や教育委員会、福祉の現場や地域社会等での取組事例について周知します。

③ こども・若者の各種審議会等への登用

庁内のこども施策に係る各種審議会等の委員に、審議会等の趣旨を勘案し、

こどもや若者を登用するよう取り組むとともに、こども施策に係る各種審議会等におけるこども・若者委員割合の「見える化」に努めます。

④ こども・若者の社会参画・意見反映についての理解の促進

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、国が作成したガイドラインや、こども・若者の社会参画及び意見を聴く取組に係る好事例について、庁内や市町村へ周知するとともに、こどもや若者に対して理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

⑤ こども・若者の意見を表明する権利に関する知る・学ぶ機会の創出

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る・学ぶ機会の創出に向けて取り組みます。

こども・若者の意見を表明する権利については、県ホームページやSNS、県政出前講座等を通して、広く周知・啓発を図るとともに、子育て当事者や教育・保育に携わり意見を聴く側となるおとなが、こども・若者の視点で共に考え、自由な意見表明のサポート役となるよう、情報提供や研修等により周知・啓発に取り組みます。

(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、すべてのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、アドボケイトの活用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮を行います。

(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくり、こども・若者の社会参画・意見反映を推進するため、関係機関と連携し、こどもの意見等を引き出し、傾聴するスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテーターの養成や人材確保等に取り組みます。

(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備 

社会課題の解決に取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となった団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の周知等を進めます。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブや児童館、子ども会、こども食堂、学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設等との連携を強化します。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども施策に関する情報提供、調査、データ整備の実施

① こども施策に関する情報提供

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する好事例の展開や必要な情報の提供に努めるとともに、市町村が地域の実情を踏まえ、こども施策が実施できるよう、先進事例など必要な情報提供に努めます。

② こども施策に関する調査

こどもたちを取り巻く家庭環境や経済状況がこどもや保護者の日常生活に及ぼす影響を調査・分析し、こどもや子育て家庭に対する支援策の充実に取り組むとともに、支援を必要とするこどもを早期に把握し、こどもたちを必要な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

③ こども施策に関するデータの整備

本計画に基づく数値目標や指標等の進捗状況、こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するために、必要な調査を定期的を実施するとともに、こどもの貧困の実態や国・大学等によるウェルビーイングに係る調査研究の成果等、こども施策に関する情報の収集・蓄積を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援等

① こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

このため、それぞれの担い手の立場・分野を横断した交流・研修等の機会・場をつくることで、育成と専門性の向上のほか、担い手間のネットワーク構築に取り組みます。

また、担い手の資質向上と負担の軽減に資するため、スーパーバイザーやアドバイザー等の配置など、支援者のための支援に取り組みます。

さらに、担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。

② こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルヘルスケア

教職員のメンタルヘルスケアを推進し、教職員が心身ともに健康で、安心して働くことのできる環境づくりに取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し、専門家による相談支援に取り組みます。

こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルヘルスケアに取り組みます。

③ 地域における人材の確保・育成及び民間団体等との連携

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、家庭や学校、地域並びに青少年育成関係機関・団体が一緒になって、次代を担う青少年の健やかな成長を育むための活動を行います。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

① 関係機関・団体のネットワークの構築

こどもや家庭が抱える課題は深刻化・複合化しており、単一分野での専門性のみでは解決できないとの認識の下、地域における教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

このため、総合的なこども・若者育成支援策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を活用して、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「こども・若者の育成」という横串を入れ、分野を超えた連携・協働を進めていくとともに、市町村の実情に応じて、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

児童養護施設のある地域や学校においては、社会的養護を要するこどもの状況等を踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、「教育と福祉」の連携を推進します。

② こども・若者や子育て当事者の相談支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うとともに、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進します。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、支援を届けるための情報発信

デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や手続・事務負担の軽減を図るとともに、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が体系的に整理され、一覧で確認できるようなコンテンツの作成など、情報発信や広報改善・強化に取り組みます。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 

こども・若者、子育てにやさしい社会となるよう、公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組や、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、利用者の理解・協力を促進するなど、様々な取組を通してこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成を図ります。

出会いや結婚の応援、支援に取り組む施策を推進し、それぞれの希望に応じて社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。

こどもの貧困は、自己責任論ではなく社会全体で取り組むべき問題であること
の理解を深めるため、「沖縄こどもの未来県民会議」を中心とした広報・啓発活
動、国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランテ
ィア、企業、大学等が連携・協働した県民運動を展開します。

3 施策の推進体制等

(1) 庁内の推進体制

知事、副知事、関係部局長等で構成する沖縄県こども施策推進会議を活用し、全庁体制でこども施策を推進します。

こども施策調整班（マトリックス組織）を設置し、こどもに関する様々な課題に対して部局横断的に対応します。

(2) 国、市町村等との連携

こども基本法において、市町村こども計画策定の努力義務が課されたことを踏まえ、市町村に対して、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、こども施策が実施されるよう適切な支援を行います。

また、国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と協力を得ながらこども施策を推進します。

こどもの貧困対策について、「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた内容を踏まえ、国、県及び市町村が連携して推進します。

(3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

沖縄県子どもの貧困対策推進基金により、県と市町村が連携して、計画的かつ効果的にこどもの貧困対策に資する事業に取り組みます。

(4) 沖縄県こども施策推進会議及び沖縄県こども・子育て会議による施策の評価

沖縄県こども施策推進会議において、PDCAサイクルに沿って、毎年度施策の点検評価を行い、その結果を公表し、こども・若者の意見を踏まえつつ、必要な見直しを行います。

外部有識者等で構成する沖縄県こども・子育て会議において、毎年度施策の分析・評価を行い、その結果を公表し、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。